

<一般委託>

横須賀市介護予防DVD制作業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市介護予防DVD制作業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	65歳以上の高齢者に対し、効果的な介護予防活動が自主的に行えるようにするため、本市が考案した高齢者向けの介護予防に関する内容を紹介するDVDを制作することを目的とする。
2	履行期間	契約日から平成30年10月31日
3	施行場所	福祉部高齢福祉課
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
6	関係法規	介護保険法
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	別紙特記仕様書のとおり
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	高齢福祉課介護予防係 電話046-822-8135

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

横須賀市介護予防DVD制作業務委託特記仕様書

1 件名

横須賀市介護予防DVD制作業務

2 事業目的

本事業は、65歳以上の者に対し、効果的な介護予防活動が自主的に行えるようにするため、本市が考案した高齢者向けの介護予防に関する内容を紹介するDVDを制作するものである。この仕様書中、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の各項により業務を実施することとする。

3 履行期間

契約締結日から平成30年10月31日まで

4 履行場所

福祉部高齢福祉課

5 業務内容と数量

(1) 映像撮影

ア 甲が提供する使用音源は以下の曲である。

- ① 風を感じる街～yokosuka（4分57秒）
- ② 横須賀市歌
- ③ ①、②以外のBGM音源は委託事業者側で用意し使用すること。

イ 映像パターン

撮影は、甲が用意する会場で収録し、出演者は市の職員及び市民とする。なお、会場によっては照明を用意すること。

映像時間は70分程度で2パートに分かれている。

- ①本編約60分、②おまけ約10分

なお、事前に収録したデモテープ、シナリオに従って撮影を行うこと。

(2) 編集

ア 映像の前にタイトルをテロップとして入れる。

イ 栄養のパート内に、カットを入れる必要がある。食品がわかるようなカットをいれること。食材カット（肉、魚、大豆・大豆製品、卵、牛乳、油、野菜、海藻、芋、果物、水分）11種類が必要である。なお、その種類については一部変更が可能である。また、甲が用意した食品を撮影することもある。

ウ BGM使用に係る著作権等の手続きのうち、「風を感じる街～yokosuka」については甲で実施する。

エ 動画中は視聴者にわかりやすく伝えるため、ナレーションを付けること。

オ ジャケットデザイン、ジャケット印刷

カ ダビングDVD（500枚）

キ その他当該DVD作成に必要な事項

(3) 規格

ア DVD-video 70分程度

イ DVDは家庭用再生機で再生可能な形式で収録すること。

なお、ジャケットに写真を入れる場合、DVD撮影の前に写真撮影を行うこと。3パターン程度用意し、その中から甲が決定する。

6 タイムスケジュール

9月中旬から撮影を開始し、10月末までに編集作業等を終え納入すること。詳細な日程は別途、打ち合わせ後に決定すること。

7 委託条件

(1) 乙は、本契約業務の実施にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守すること。

(2) また個人情報に関しては、横須賀市個人情報保護条例第14条の規定を遵守すること。

(3) 乙は、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者にもらしてはならない。

- (4) 「個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する特記事項」（別紙1）の規定を遵守すること
- (5) 乙は、本業務を再委託する場合、甲に書面で許可を得なければならない。また、再委託に伴う損害が生じた場合は、その責めは乙が負わなければならない。

8 委託料について

総価契約とする。

業務完了後、完了届（別紙2）の提出による検査終了後、請求書の提出により支払う。

9 その他

- (1) 編集後、事前に甲へデモデータを提出し、甲が認めるまで修正・変更を限りなく行うこと。
- (2) 製品作成について特許等がある場合は、乙がその責任を負うこと。
- (3) 甲は、何国においても随時、映像物の複製、頒布、自動公衆送信その他いかなる目的においても本件原盤の全部又は一部を独占的に自由に利用することができるものとする。
- (4) 甲が提供したデータ（メディア）・原稿・資料・写真などは、編集作業終了後、速やかに返却すること。
- (5) その他本仕様に定めのない事項及び、業務遂行上疑義が生じた場合については、その都度、委託責任者と協議の上処理する。

個人情報（特定個人情報を含む）の取扱いに関する特記事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を含む。）の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報を取り扱う従事者の範囲を具体的に定め、当該者以外の者が個人情報を取り扱うことがないように必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

5 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

（管理責任者等の教育及び研修）

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第48条、第49条、第50条及び第51条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写等の禁止）

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」

という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

完了届

(一般委託・物件修繕)

<input type="checkbox"/> 完了	回 回
<input type="checkbox"/> 分割払第	
<input type="checkbox"/> 部分払い	

契約 番号	
----------	--

平成 年 月 日								
(あて先)横須賀市長								
住所								
氏名 (印)								
施行場所								
契約金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円							
契約年月日	平成 年 月 日							
履行期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日							
完了年月日	平成 年 月 日							
件名	契 約		既 完 了		今 回 完 了		契 約 残	
	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額	数量	金 額
1		円		円		円		円
2								
3								
合 計								

※ 契約、既完了、契約残欄は、単価契約の場合又は総価契約で分割払又は部分払する契約の場合に記入する。
長期継続契約は当該年度に係る数量、金額を記入する。

課長	係長・主査	担当者
課長	係長・主査	担当者

検 査 書

検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
監 督 員	(所属、氏名)	(印)
検 査 員	(所属、氏名)	(印)
立 会 人	(所属、氏名)	(印)
(記事欄)		